

# 事務センターだより

第2号 R4. 5.20

編集 庶務グループ: 歌野 中山

## 〇給与明細について

年度始め4月の給与明細は、通常の月例給与とは異なる支給をしていました。**該当の先生方、気づかれましたでしょうか?**例えば、今年度異動してきた本採の先生方は、通勤手当が4月は一旦ゼロになっていたかと思えます。これは、新たな通勤届により通常5月給与にて4月に遡及し支給するからです。つまり、5月の給与は、通勤手当(4・5月分)が2カ月分支給されています!新規採用・新規臨採の先生方の手当も4・5月分支給されています。(6月からは、通常通り1カ月分ですが・・・)

一方、異動された臨採の先生方は、本採の先生方と異なり4月はゼロになっておらず、引き続き支給されており、5月給与にて、新たな通勤届による手当額の差額の追給または6月初旬に返納手続(4月の通勤手当額が多く5月通勤手当でも相殺できなかった場合)が発生することになります。返納手続となる場合は、事務職員より該当の先生方へ説明しますので、その際はよろしくお願いたします。

異動された先生方だけでなく、別添の「[給与明細の見方](#)」を参考にされて、手当の支給額や自分にどのような手当が支給されているのか是非皆様ご確認ください!何か不明な点がありましたら遠慮なく事務職員にお尋ねください。

## 〇期末・勤勉手当について

まだもう少し先の話ですが、6月30日(木)は、期末・勤勉手当支給日です。今年度初めてのボーナス!!楽しみですね♪

ここで1点お知らせです。令和4年3月頃『令和3年度(2021年度)給与改定のお知らせ』が学校人事課より通知がありました。既にご存じの先生方も多いと思いますが、令和4年度6月期の期末手当では、令和3年12月期の期末手当で反映しなかった引き下げに係る減額(0.15月分)についてが、今回の期末手当で調整することになります。対象者等の詳細については、学校人事課より改めて通知がある予定です。

## 〇児童手当現況調査について

児童手当受給の先生は、毎年6月中に現況を認定権者(阿蘇中校区は学校事務センター長)に届けるように法律に規定されています。

現況調査の通知が届き次第、各学校で事務職員より提出依頼がありますので、その際は、書類の作成及び「**児童手当用所得証明書**」と「**(世帯全員の)住民票**」を市町村より取得いただき、提出をお願いします。